

【 外 務 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第132回国会において外務委員会に付託された案件は、条約18件及び内閣提出の法律案2件であり、条約18件が承認され、法律案2件が可決された。

なお、本委員会付託の請願はなかった。

〔条約及び法律案の審査〕

1994年の国際コーヒー協定は、1983年の協定に代わるものであり、世界のコーヒーに関する問題について国際協力を強めることを確保すること、コーヒーに関する問題について及びコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について政府間で協議する場を提供すること、コーヒーの国際貿易の拡大を促進すること等を主たる目的とするものである。

委員会においては、各国の分担金の割合、国際商品協定の今後のあり方などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正は、国際博覧会の区分及び開催の条件を改めることを目的とし、これまでの一般博覧会及び特別博覧会の区分を廃止し、新たに博覧会国際事務局の登録を受ける登録博覧会及び認定を受ける認定博覧会の区分を設け、その開催に関する一般的な条件について定めるものである。

委員会においては、愛知県が構想している21世紀博覧会、国際博覧会の乱立防止の見通しなどについて質疑を行い、全会一致で承認した。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約は、ベーリング海の距岸200海里の外側の公海水域（中央ベーリング海）におけるすけとうだら資源の保存、管理及び最適利用のための国際的制度の設立等を目的とし、締約国の年次会議において、すけとうだらの漁獲可能水準、国別割当量等のすけとうだら資源の保存管理措置を決定すること、保存管理措置の実施について、視察員の漁船への乗船、他の締約国の正当に権限を有する公務員による自国の漁船に対する乗船及び検査等を認めること等を内容とするものである。

委員会においては、すけとうだら資源の将来性と漁獲の可能性、違反に対する処罰などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1994年の国際熱帯木材協定は、1983年の協定に代わるものであり、熱帯木材

貿易を発展させることを主たる目的とし、新たに熱帯木材の輸出を専ら持続可能なように経営されている供給源からのものについて行うことを2000年までに達成するための2000年目標を盛り込み、この目標の達成を支援するための財源としてバリ・パートナーシップ基金を設立すること等について定めるものである。

委員会においては、熱帯林の保全と持続可能な経営、バリ・パートナーシップ基金への我が国の対応などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定は、我が国とポーランドとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。

委員会においては、日本・ポーランド間の航空路線と以遠権、航空協定の締結基準などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）は、家族的責任を有する労働者ができる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすること等を目的とするものである。

委員会においては、この条約の実効性を確保するための国内措置、ILO関連条約の批准状況などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約は、フランスとの現行条約を全面改正するものであり、現行条約と同様に、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合には、これを排除することを目的として、我が国とフランスとの間で課税権を調整するものである。

委員会においては、討論の後、多数で承認した。

原子力の安全に関する条約は、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し、維持すること等を目的として、原子力施設の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けること等について定めるものである。

委員会においては、この条約の適用対象を陸上に設置された民生用の原子力発電所に限定した理由、原子力の安全のために我が国が講じている措置などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

万国郵便連合憲章の第5追加議定書は、万国郵便連合の組織及び運営について所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章を改正するものであり、また、

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営及び国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えた上で現行の一般規則及び条約を更新しようとするものであり、さらに、小包郵便物に関する約定、郵便為替に関する約定及び郵便小切手業務に関する約定は、それぞれの業務に関する事項について所要の変更を加えた上で現行の諸約定を更新しようとするものである。

委員会においては、郵便事業におけるテロ対策、各国の郵便料金の差額を利用したいわゆるリメーリング対策、通常郵便物の到着料などについて質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約は、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての効果的な進展を図ることを目的として、化学兵器の生産、使用等を禁止すること、化学兵器、化学兵器生産施設等を廃棄すること、条約上の義務の実施を確保するための検証措置を講ずること、化学兵器の禁止のための機関を設立すること等について定めるものである。

委員会においては、化学兵器禁止の実効性の確保、条約違反の可能性に対するチャレンジ査察と制裁措置、産業検証の実施に伴う企業秘密の保護、化学物質の適正管理と毒ガステロの抑止策、中国に遺棄した化学兵器の処理などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約は、油による汚染事件への準備及び対応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めるものである。

委員会においては、油汚染防止のための国際的な協力と我が国の態勢、油流出事故の発生件数などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約は、国際連合の平和維持活動等に従事する要員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について定めるものである。

委員会においては、この条約が対象とする要員の範囲及び活動、我が国が派遣したPKO要員に対する適用関係、この条約の実効性などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

平和目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定は、平和目的のための宇宙の探査及び利用における日米間の協力活動を促進するとの観点から、個別の協力活動を実施するに当たっての日米両政府、政府機関等との損害賠償請求権の相互放棄の枠組みを一般的に定めるものである。

委員会においては、我が国の宇宙飛行士が事故に遭遇した場合の補償、政府の代位請求権を放棄しないことに伴う負担軽減措置、我が国の宇宙開発政策のあり方などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

政府調達に関する協定は、現行協定の定める適用範囲の拡大、手続の改善等を目的として作成されたものであり、政府調達の対象となる商品及びサービス並びにこれらの供給者に対し、当該調達につき定める法令、手続等について内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用すること等を内容とするものである。

委員会においては、この協定が我が国の中小企業に及ぼす影響、国産品優先の原則を掲げるバイ・アメリカン法の是正、日米自動車問題への対応などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

旅券法の一部を改正する法律案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るため、数次往復用の一般旅券の有効期間を10年とするとともに、申請者の希望に応じ有効期間が5年の一般旅券も発給できるようにし、あわせて旅券への子の併記については、国際的に廃止の傾向にあること等を勘案してこれを廃止するとともに、年少者に対する手数料の減額措置を講ずるほか、有効期間が10年の一般旅券に係る手数料の設定等所要の規定の整備を行うことを内容とするものである。

委員会においては、海外における邦人の事故件数、数次往復用旅券の渡航先から北朝鮮を除外することを取り止めた経緯、10年有効旅券の導入が遅れた理由などについて質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在パラオ日本国大使館を新設すること、同公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在エンカルナシオン日本国領事館に係る規定を削除することを内容とするものである。

委員会においては、在外公館の設置状況、新設のパラオ大使館を在フィジー日本国大使館の兼轄とする理由、我が国とパラオとの今後の関係などについて質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月21日、阪神・淡路大震災における国際的支援及び外国人救援、政府開発援助（ODA）、国連安保理事会非常任理事国への立候補、北朝鮮軽水炉支援、北朝鮮とのスポーツ交流、日朝国交正常化交渉、ゴラン高原へのPKO派遣、日米安保条約及び安保対話、冷戦後のアジア地域安保などの諸問題について質疑を行った。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度外務省関係予算の審査を行い、アジア防災政策会議の開催、我が国の国際緊急援助、北朝鮮への

軽水炉供与、日朝国交正常化交渉再開の見通し、核拡散防止条約（NPT）の延長、政府開発援助（ODA）、チェチェンに対する人道支援、ミャンマーに対する食糧増産援助の再開、円高に伴う円借款返済額の救済措置、平和友好交流事業の効果、従軍慰安婦問題への対応、沖縄米軍基地の返還、深刻な世界の武器移転への対応などの諸問題について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成7年2月21日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。
- 阪神・淡路大震災における国際的支援及び外国人救援に関する件、ODAに関する件、国連安保理事会非常任理事国への立候補に関する件、北朝鮮軽水炉支援に関する件、北朝鮮とのスポーツ交流に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、ゴラン高原へのPKO派遣に関する件、日米安保条約及び安保対話に関する件、冷戦後のアジア地域安保に関する件等について河野外務大臣、政府委員、警察庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- 1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）
旅券法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
以上3案件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月23日（木）（第2回）

- 1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）
1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）
以上両件について河野外務大臣、政府委員、通商産業省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣条第3号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

(閣条第4号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年2月28日(火) (第3回)

- 旅券法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について河野外務大臣、政府委員、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年3月14日(火) (第4回)

- 1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)
中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)
以上4案件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木) (第5回)

- 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)
以上両案件について河野外務大臣、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、
中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)を承認すべきものと議決し、
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)を可決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

(閣法第32号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年3月17日（金）（第6回）

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管）について河野外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、防衛庁、消防庁、厚生省及び食糧庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月28日（火）（第7回）

○1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、政府委員、食糧庁、林野庁、環境庁、自治省、建設省、通商産業省、水産庁、外務省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第9号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣条第2号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上3件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月11日（火）（第8回）

○家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

について河野外務大臣、政府委員、労働省、通商産業省、文部省、厚生省、自治省及び総理府当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣条第8号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

- 万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第12号)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)

以上5件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月13日(木)(第9回)

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)
(衆議院送付)

以上両件について河野外務大臣、政府委員、科学技術庁、資源エネルギー庁及び国土庁当局に対し質疑を行い、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、無
反対会派 共産

(閣条第7号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

○平成7年4月25日(火)(第10回)

- 万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第12号)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

以上5件について河野外務大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

- | | | |
|----------|------|------------------|
| （閣条第11号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第12号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第13号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第14号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |
| （閣条第15号） | 賛成会派 | 自民、社会、平成、新緑、共産、無 |
| | 反対会派 | なし |

- 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣から中国における遺棄化学兵器の現状について報告を聴き、同大臣、政府委員、通商産業省、警察庁、防衛庁、環境庁、厚生省、大蔵省、科学技術庁及び総理府当局に対し質疑を行った。
- 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月27日（木）（第11回）

- 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員、通商産業省、警察庁、防衛庁、文化庁、公安調査庁、法務省及び建設省当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣条第6号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし
- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月11日（木）（第12回）

- 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員、環境庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第10号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月18日（木）（第13回）

- 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第16号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、無
反対会派 なし

- 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年5月30日（木）（第14回）

- 政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、政府委員、科学技術庁、食糧庁及び水産庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第17号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
欠席会派 無

(閣条第18号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成7年6月14日(木) (第15回)

○国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約
の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

ベーリング海におけるすけとうだら資源については、1980年代に、沿岸国である米国の200海里水域における外国への漁獲割当量が減少したことに伴い、200海里外の公海水域(中央ベーリング海)での漁獲が拡大した結果、近年、中央ベーリング海でのすけとうだら資源の状況は急速に悪化した。このため、沿岸国である米国及びロシアは、自国200海里内の資源にも悪影響があるとして強い懸念を表明し、1991年(平成3年)以降、関係6箇国(米国、ロシア、日本、中国、韓国、ポーランド)の間で同資源の保存管理に関する協議を行った。その結果、短期的措置として、中央ベーリング海でのすけとうだら漁業は、1993年(平成5年)及び1994年(平成6年)の2年間、自主的に停止し、中長期的措置として、同資源の保存管理に係る国際的な法的枠組みを設定するためのこの条約が、1994年(平成6年)6月に作成された。この条約の主な内容は、次のとおりである。

- 1 この条約は、ベーリング海の公海の水域であって、ベーリング海の沿岸国の領海の幅を測定するための基線から200海里の外側に位置する水域(以下「条約区域」という。)に適用する。
- 2 この条約は、条約区域におけるすけとうだら資源の保存、管理及び最適利用のための国際的制度の設立、ベーリング海のすけとうだら資源の回復等を目的とする。
- 3 この条約の目的を達成するため、締約国は、年次会議の招集及び科学技術委員会の設置に同意する。
- 4 年次会議は、条約区域におけるすけとうだらの翌年の漁獲可能水準、国別割当量等を設定する。
- 5 実質事項に関する年次会議の決定は、意見の一致によって行い、その他の事項に関する決定は、単純多数による議決で行う。

- 6 年次会議は、翌年の漁獲可能水準及び各締約国に対する翌年の国別割当量を意見の一致によって設定する。意見の一致が達成できない場合には、附属書の規定に従う。
- 7 科学技術委員会は、漁獲物及びすけとうだらその他この条約の対象となる海洋生物資源に関する情報の取りまとめ、交換及び分析、すけとうだらの保存及び管理についての年次会議に対する勧告等を行う。
- 8 各締約国は、他の締約国の要請がある場合には、当該要請をした締約国の科学視察員を条約区域にある自国の漁船に乗船させるため、二国間協議を行う。
- 9 条約区域においてすけとうだらを採捕する締約国の各漁船は、旗国以外の締約国の要請がある場合には、当該旗国以外の締約国の視察員 1 人を受け入れる。旗国以外の締約国の視察員がいないときは、旗国である締約国の視察員 1 人を乗船させる。
- 10 各締約国は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が、条約区域にある自国の旗を掲げる漁船に対して乗船及び検査を行うことに同意する。
- 11 漁船の検査により、違反の証拠が発見された場合には、違反の容疑は、当該漁船の旗国である締約国に対して速やかに通報される。当該締約国は、自国の法令に従って迅速な調査を含む適当な措置をとり、当該漁船に対し、違反する操業の停止等を命ずる。
- 12 旗国である締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。
- 13 締約国は、この条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある非締約国の操業について、当該非締約国の注意を喚起することに同意する。
- 14 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。附属書の第 1 部は、翌年の漁獲可能水準の設定について締約国間で意見の一致を達成できなかった場合の漁獲可能水準の決定手続きについて、第 2 部は、翌年の国別割当量の設定について締約国間で意見の一致を達成できなかった場合のすけとうだら漁業に係る管理制度について定める。
- 15 この条約は、ロシア及び米国を含む少なくとも 4 の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第 2 号）

【要旨】

我が国とポーランドとの間の定期航空路開設については、従来よりポーランド側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航

空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1994年（平成6年）12月7日に東京においてこの協定が署名された。この協定は、我が国とポーランドとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点—モスクワ—ヨーロッパ内の2地点—ワルソー—ヨーロッパ内の以遠の2地点」、ポーランド側は「ポーランド国内の地点—モスクワ—大阪」とする。

1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

この協定は、1983年（昭和58年）の国際コーヒー協定に代わるものとして、1994年（平成6年）3月30日にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択されたものであり、1962年（昭和37年）の国際コーヒー協定以来、第5次の協定に当たるものである。

この協定は、これまでの国際コーヒー協定を踏襲し、世界のコーヒーに関する問題についての国際協力を強めることを確保すること、コーヒーに関する問題について及びコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について政府間で協議する場を提供すること、コーヒーの国際貿易の拡大を促進すること等を主たる目的としており、この目的の達成のため国際コーヒー機関が、コーヒーに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること、研究及び調査を促進すること等について規定している。1983年協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 1 1983年協定では、コーヒーの価格の安定の手段として輸出割当制度を基本としていたが、1989年以来同制度は停止されており、この協定でも同制度は採用されていない。
- 2 1983年協定においても、国際コーヒー理事会は、他の国際機関との協力のための措置（財政上の措置を含む。）をとることができる旨規定されていたが、この協定では、特に、一次産品共通基金の制度の利用について明示的に規定する。
- 3 この協定では、研究及び調査に関する規定が強化され、国際コーヒー理事会は、国際コーヒー機関が他の機関及び団体と共同で又は協力して実施する研究及び調査の事業計画を承認することができること並びに国際コーヒー機関が促進する研究及び調査は、運営予算に計上する資金をもってその費用を支弁するものとするを規定する。

なお、この協定は1994年（平成6年）10月1日に暫定的に発効しており、我が国は、同年12月13日にこの協定を暫定的に適用する旨の通告を行っている。

1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約（1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

国際博覧会に関する条約は、秩序ある国際博覧会の開催を図ることを目的として1928年（昭和3年）11月に作成され、その後の状況の変化に対応して数次にわたり改正されて現行条約に至っている。我が国は1965年（昭和40年）以来締約国となっている。

この改正は、国際博覧会の区分及び開催の条件を改めることを目的とし、1988年（昭和63年）5月にパリで開催された博覧会国際事務局の総会において採択されたものである。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 国際博覧会について、これまでの「一般博覧会」及び「特別博覧会」の区

分を廃止し、新たに博覧会国際事務局の登録を受ける「登録博覧会」及び博覧会国際事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設ける。

- 2 開催期間が6週間以上6箇月以内のものであること等の一定の条件を満たす国際博覧会は、博覧会国際事務局による登録の対象となる。
- 3 開催期間が3週間以上3箇月以内のものであること等の一定の条件を満たす国際博覧会は、博覧会国際事務局による認定の対象となる。
- 4 この改正によって設けられる国際博覧会の新たな区分に伴って必要となる字句の修正及び補足を行う。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第5号)

【要旨】

この条約は、1964年（昭和39年）に署名され、翌年に発効したフランスとの現行租税条約（1981年（昭和56年）の改正を含む。）を全面改正するものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、フランスについては所得税、法人税及び法人概算税、日本については所得税、法人税及び住民税に適用する。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税され、フランスの企業については日本の事業税及び事業所税を、日本の企業についてはフランスにおける職業税及び職業税付加税を免除する。
- 5 投資所得に対する源泉地国税率は、配当については親子会社間の場合は5%、その他の場合は15%、利子については10%、使用料については10%を超えないものとする。
- 6 不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 7 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 8 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 9 短期滞在者、政府、地方公共団体等の公的資金等により実質的に賄われる

活動を行う芸能人、学生、教授等の所得については、一定の条件の下に相手国において課税されない。

10 我が国については外国税額控除方式により、フランスについては国外所得免除方式（投資所得等一定の所得は外国税額控除方式）により二重課税を排除する。

11 両国は、この条約の不正利用の防止を目的として租税等の徴収共助を行う。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

【要旨】

この条約は、1993年（平成5年）1月にパリで作成されたものであり、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての効果的な進展を図るとの観点から、化学兵器の生産、使用等の禁止及び化学兵器等の廃棄について定め、あわせて条約上の義務の実施を確保するための検証措置等について定めるものであり、前文、本文24箇条、末文及び3の附属書から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、いかなる場合にも、化学兵器を開発し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し、移譲し又は使用することを行わないことを約束する。
- 2 締約国は、自国が所有し若しくは占有する化学兵器及び化学兵器生産施設又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器及び化学兵器生産施設を廃棄することを約束する。
- 3 締約国は、他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することを約束する。
- 4 締約国は、この条約が自国について発効後30日以内に、機関に対して、化学兵器、老朽化した化学兵器、遺棄化学兵器、化学兵器生産施設等に関する申告を行う。
- 5 締約国は、原則として、この条約が自国について発効後、化学兵器については2年以内に、化学兵器生産施設については1年以内に廃棄を開始し、この条約の発効後10年以内に廃棄を完了する。化学兵器が貯蔵され又は廃棄されるすべての場所及びすべての化学兵器生産施設は、体系的な検証の対象とする。
- 6 締約国は、この条約によって禁止されていない目的のため毒性化学物質等の生産、使用等を行う権利を有する。
- 7 締約国は、一定の条件が満たされる場合を除くほか、表1の化学物質（サリン、ソマン、タブン、V X等を例示）を生産、使用等の禁止の対象とする。
- 8 締約国は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質及びこれらに関

係する施設等について、冒頭申告及び年次申告を行い並びに検証措置の対象とする。冒頭申告は、この条約が自国について発効後30日以内に行う。

- 9 締約国は、憲法上の手続に従い、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。
- 10 締約国は、この条約により機関を設立する。機関の内部機関として、締約国会議、41の理事国により構成される執行理事会及び検証措置等を実施する技術事務局を設置する。
- 11 締約国は、この条約の違反の可能性についての問題を明らかにし及び解決することのみを目的として他の締約国のいかなる施設又は区域に対しても申立てによる査察を要請する権利を有する。この条約の遵守の検証のため、締約国は、技術事務局が当該申立てによる査察を行うことを認める。
- 12 この条約のいかなる規定も、締約国が、この条約によって禁止されていない目的のため化学兵器に対する防護手段の研究、開発、使用等を行う権利を妨げるものと解してはならない。
- 13 この条約は、締約国の経済的又は技術的發展及びこの条約によって禁止されていない目的のための化学に関する活動の分野における国際協力を妨げないように実施する。
- 14 締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置（この条約に基づく締約国の権利及び特権の制限又は停止、国際法に適合する集団的な措置の勧告等）をとる。
- 15 この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争は、この条約の関連規定に従い及び国際連合憲章の規定によって解決する。
- 16 この条約の有効期限は、無期限とする。
- 17 この条約は、65番目の批准書が寄託された日の後180日で発効する。
- 18 この条約の本文については、留保は付することができない。この条約の不可分の一部を成す附属書については、この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は付することができない。
- 19 「化学物質に関する附属書」は、ある毒性化学物質等を化学物質の表（表1から表3まで）に掲げるべきであるか否かを検討するための指針について規定し、及び具体的な毒性化学物質等を化学物質の表に掲げる。
- 20 「実施及び検証に関する附属書」は、検証の一般規則、化学兵器、化学兵器生産施設等の検証措置に関する一般規定、化学兵器の廃棄及びその検証、老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器、化学兵器生産施設の廃棄及びその検証、申立てによる査察等について規定する。
- 21 「秘密情報の保護に関する附属書」は、秘密情報の取扱いに関する一般規

則、現地における検証活動を行うに際し秘密の資料の開示を防止するための措置等について規定する。

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

この条約は、1991年（平成3年）9月、国際原子力機関（IAEA）の主催により、国際的にその安全が懸念される原子力発電所の安全の確保及び向上を目的として開催された原子力安全国際会議の宣言において作成が合意され、1994年（平成6年）6月の外交会議において採択されたものであり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し、維持すること等を目的とするものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、原子力施設の安全について適用する。この条約の適用上、原子力施設とは、各締約国の管轄の下にある陸上に設置された民生用の原子力発電所をいう。
- 2 締約国は、原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組み（国内的な安全に関して適用される要件及び規制等について定めるもの）を定め及び維持する。
- 3 締約国は、法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定する。
- 4 締約国は、原子力施設に直接関係する活動に従事する組織が原子力の安全に妥当な優先順位を与える方針を確立することを確保するため、適当な措置をとる。
- 5 締約国は、作業員及び公衆が放射線にさらされる程度が可能な限り低く維持されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 6 締約国は、緊急事態計画が準備されること、自国の住民等が放射線緊急事態により影響を受けるおそれがある限りにおいて適当な情報を提供されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 7 締約国は、原子力施設の計画された供用期間中当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因が評価されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 8 締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出する。締約国は、各締約国が提出した報告を検討するための会合（検討会合）を開催する。第1回の会合は、この条約の効力発生の日の後30箇月以内に開催されるものとし、検討会合の間隔は、3年を超えてはならない。
- 9 国際原子力機関は、締約国の会合のために事務局としての機能を提供する。

- 10 この条約は、22の批准書等（原子炉の炉心において臨界を達成したことのある少なくとも一の原子力施設を有する17の国の文書を含むことを要する。）の寄託後90日目に効力を生ずる。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要旨】

この条約は、1981年（昭和56年）6月、第67回国際労働機関（ILO）総会において採択され、1983年（昭和58年）8月11日に効力を生じたものであり、家族的責任を有する男女労働者が、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすること等を目的とするものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、「家族的責任を有する労働者」に適用する。「家族的責任を有する労働者」とは、被扶養者である子若しくは介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への参加等の可能性が制約されるものをいう。
- 2 この条約は、経済活動のすべての部門及びすべての種類の労働者について適用する。
- 3 加盟国は、家族的責任を有する労働者が、できる限り職業上の責任と家族的責任とを両立することができるようにすること等を国の政策の目的とする。
- 4 職業選択の自由を確保すること並びに雇用条件及び社会保障において家族的責任を有する労働者のニーズを反映することを目的として、国内事情等と両立するすべての措置をとる。
- 5 地域社会の計画において家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること並びに保育及び家族に関する地域社会のサービスを発展させ又は促進することを目的として、国内事情等と両立するすべての措置をとる。
- 6 各国の権限のある機関及び団体は、家族的責任を有する労働者の問題等に関する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。
- 7 家族的責任を有する労働者が再び労働力の一員となること等ができるようにするため、国内事情等と両立するすべての措置をとる。
- 8 家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。
- 9 この条約は、法令、労働協約、就業規則、判決等により又は国内慣行に適合するその他の方法により、適用することができる。
- 10 この条約は、必要な場合には段階的に適用することができる。
- 11 使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案等に当たって参加する権利を有する。

1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要旨】

この協定は、1983年（昭和58年）の国際熱帯木材協定に代わるものとして、1994年（平成6年）1月にジュネーブで開催された国際連合国際熱帯木材協定交渉会議において採択されたものであって、世界の木材経済に関する国際協力の枠組みを提供すること、熱帯木材の輸出を専ら持続可能なように経営されている供給源からのものについて行うことを2000年（平成12年）までに達成するための戦略（2000年目標）の実施のため加盟国を支援すること、持続可能な供給源からの熱帯木材の貿易の拡大を促進すること、森林経営及び木材利用の効率改善のための研究開発を促進し支援すること、木材に関する市場情報を改善すること、生産国の輸出収入増加のため生産国における熱帯木材の加工を促進すること等について規定している。1983年協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 1 地球環境問題に対する関心の高まり、特に熱帯林の保全及び持続可能な経営を求める世論を背景に、消費国側が、環境面の配慮を強化した新協定の作成を強く主張した結果、この協定の目的等に2000年目標が盛り込まれた。
- 2 この協定に2000年目標を盛り込んだことに伴い、同目標の達成を支援するための財源として、バリ・パートナーシップ基金を新たに設立することが規定された。
- 3 生産国側が、熱帯林のみが持続的経営の条件の下に置かれ、かつ、国際的な監視を受けるのは不公平であるとして、温帯林及び寒帯林も新協定の中で対象とすべきであると主張した結果、統計情報等の市場情報に関しては温帯林及び寒帯林も協定の対象範囲とすること、この協定の発効後4年で協定の対象範囲の見直しを行うこと等が規定された。
- 4 2000年目標を根拠に、将来、熱帯木材貿易に制約が課されることに対する生産国側の強い懸念に応えるため、木材貿易を差別するための口実として、この協定を用いることは認めないとの規定が設けられた。

なお、我が国は、1994年（平成6年）12月13日に、この協定を暫定的に適用する旨の通告を行っている。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

この条約は、1990年（平成2年）11月に国際海事機関（IMO）の主催により開催された国際会議において作成されたものであり、油による汚染事件への準備及び対応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定め

るものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、この条約及びその附属書に従い、単独で又は共同して、すべての適当な措置をとることを約束する。
- 2 締約国は、自国を旗国とする船舶、自国の管轄の下にある沖合施設の管理者、自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者等に対し、油汚染緊急計画等を備えることを要求する。
- 3 締約国は、自国を旗国とする船舶の船長等に対し、当該船舶で生じた事件であって油の排出をもたらすもの、海上で発見した油の排出をもたらす事件、油の浮遊等について最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するよう要求する。
- 4 締約国は、自国の管轄の下にある沖合施設を管理する者に対し、当該沖合施設で生じた事件であって油の排出をもたらすもの、海上で発見した油の排出をもたらす事件、油の浮遊等について当該施設について管轄権を有する沿岸国に遅滞なく通報するよう要求する。
- 5 締約国は、自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者に対し、油の排出をもたらす事件、油の浮遊等について自国の権限のある当局に遅滞なく通報するよう要求する。
- 6 締約国は、油による汚染事件の通報を受けた場合には、当該事件の評価、関係国への通報等を行う。
- 7 締約国は、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対処するための国家的な体制を確立する。
- 8 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、関係する他の締約国の要請に基づき、自国の能力及び資源の利用可能性の範囲内で、技術上の支援、資材の提供等を行う。
- 9 締約国は、適当な場合には、油による汚染に係る準備及び対応に関し、技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。
- 10 締約国は、油による汚染事件に関し他の締約国の援助を要請した場合には、別段の合意がない限り、当該他の締約国がとった措置に係る費用を償還する。

万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第11号)

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便物の国際交換制度の確立を目的として、1874年（明治7年）に設立された世界で最も古い歴史を有する国際機関の一である。連合は、その組織及び運営について定めた万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）に基づき機能し、憲章の枠内において、万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）及び万国郵便条約（以下「条約」

という。これらはすべての加盟国に対し締結が義務付けられている）並びに個々の業務を規律する諸約定（締結が任意である）が締結されている。憲章を除くこれらの文書については、連合の最高機関で、通常5年ごとに開催される大会議においてその内容の改正が行われ、新たな文書が作成されることになっている。1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、連合の運営を改善し、業務上の事項について変更を加える目的で、憲章その他の文書の内容に修正及び補足が行われた。その結果、憲章の一部を改正する新たな追加議定書、現行の一般規則及び条約に代わるべき新たな一般規則及び条約、現行の諸約定に代わるべき新たな諸約定が作成され、同大会議の最終日にそれぞれ署名された。

この追加議定書は、憲章の一部を改正するもので、前文、本文9箇条及び末文から成り、連合の組織の見直しを内容とし、主な改正点は次のとおりである。

- 1 大会議、執行理事会、郵便研究諮問理事会及び国際事務局から成る連合の機関のうち、執行理事会及び郵便研究諮問理事会を管理理事会及び郵便業務理事会に改組する。この結果、管理理事会が、連合の文書の規定に従って、大会議から大会議の間において連合の事業の継続を確保し、郵便業務理事会は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を取り扱うことを任務とする。
- 2 条約及び関係諸約定の施行規則は、従来大会議の決定を考慮して執行理事会が定めることとなっていたが、今後は大会議の決定を考慮して郵便業務理事会が定める。

なお、この追加議定書は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第12号)

【要旨】

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、1964年（昭和39年）のウィーン大会議において、万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の作成に伴い、憲章の適用及び万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営を確保するための実施細目を定めることを目的として作成された。

万国郵便条約（以下「条約」という。）は、1874年（明治7年）のベルン大会議において、連合を設立するとともに国際郵便業務を規律する目的で作成された連合の最初の文書である。その後、1964年（昭和39年）のウィーン大会議において、憲章及び一般規則が新たに作成され、条約の一部規定がこれらの文書に移行したが、条約は、連合の加盟国に対し、一般規則と共に憲章により締

結が義務付けられる文書とされた。

現行の一般規則及び条約は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、一般規則については、連合の運営を改善する目的でその内容に修正及び補足が行われ、条約については、業務上の事項について修正及び補足が行われ、さらに、業務の実施細目に係る規定を削除して基本的な規定のみを維持するとの観点から改編が行われた。その結果、現行の一般規則及び条約に代わるべき新たな一般規則及び条約が作成され、同大会議の最終日に署名された。それぞれの主な改正点は次のとおりである。

1 一般規則

- (1) 従来 of 執行理事会を管理理事会に改組し、その構成を従来 of 1 の議長国及び39 of 理事国から41 of 理事国に変更する。また、従来 of 執行理事会 of 権限 of うち、条約及び関係諸約定 of 施行規則を改正する権限、国際郵便業務 of 質 of 維持、向上及び近代化 of ために必要な活動を行う権限等を郵便業務理事会に移行し、新たに特別基金 of 管理規則及び任意基金 of 管理規則 of 制定権限、戦略計画案 of 承認権限等を管理理事会 of 権限に加える。
- (2) 従来 of 郵便研究諮問理事会を郵便業務理事会に改組し、その構成を従来 of 35 of 理事国から40 of 理事国に変更する。また、郵便業務理事会 of 権限に、従来 of 執行理事会 of 権限とされていた条約及び関係諸約定 of 施行規則を改正する権限、国際郵便業務 of 質 of 維持、向上及び近代化 of ために必要な活動を行う権限等に移行し、新たに国際郵便業務 of 改善 of ための実際的措置 of 調整、戦略計画案 of 作成・修正権限等を加える。
- (3) 国際事務局について業務用言語（フランス語及び英語）を新たに設ける。
- (4) 国際事務局長 of 権限に、新たに管理理事会 of 承認を得た連合 of 年次予算を執行する権限、郵便業務理事会 of ために同理事会 of 指示に基づき大会議に提出する戦略計画案及び戦略計画 of 毎年 of 修正案を作成する権限等を加える。
- (5) 1996年（平成8年）から2000年（平成12年）までの各年 of 年次経費及び次回 of 大会議 of 開催経費 of 最高限度額を定める。また、各加盟国 of 分担金 of 支払について、管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払 of 元金全額を支払った場合に、支払うべき利子 of 全部又は一部を免除することができる。

2 条約

- (1) 従来、原則 2 キログラムとされていた印刷物の重量制限を 5 キログラムまでに引き上げる。
- (2) 郵政庁が保険付郵便物の保険金額を一定の金額以下に制限する場合の限度額は、3,266.91 S D R (約47万円) から、4,000 S D R (約58万円) に引き上げる。
- (3) 差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる郵便物等について、名あて郵政庁から差出郵政庁に対する配達に必要な費用の請求及び差出郵政庁が配達費用の支払に応じない場合の差出郵政庁の負担による当該郵便物の返送等の措置が認められる。
- (4) 書留郵便物及びM郵袋であって、書留としたものの損害賠償金の最高限度額が、それぞれ24.50 S D R (約3,600円) から30 S D R (約4,400円)、122.51 S D R (約1万7,800円) から150 S D R (約2万1,800円) に引き上げる。
- (5) 郵政庁は、相互で、電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。電子郵便に関する料金は、郵政庁が費用及び市場の要求を考慮して定める。
- (6) 通常郵便物の到着料の基本料率を、重量 1 キログラムにつき2.940 S D R (約430円) から3.427 S D R (約500円) に引き上げる。
- (7) 大会議から大会議までの間の条約の改正に関する議案を実施するためには、従来は、重要な規定については投票の総数、その他の規定の改正については投票の過半数の賛成票を得なければならなかったが、今後はそれぞれ連合加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上、連合加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数の賛成票を得ることとする。

なお、この一般規則及び条約は、1996年(平成8年)1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

【要旨】

小包郵便物に関する約定(以下「約定」という。)は、1880年(明治13年)の万国郵便連合パリ小会議において初めて作成され、我が国は、1902年(明治35年)から締約国となっている。現行の約定は、1989年(平成元年)にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年(平成3年)1月1日に効力を生じたものであるが、1994年(平成6年)8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、業務

上の事項について修正及び補足が行われ、さらに、業務の実施細目に係る規定を削除して基本的な規定のみを維持するとの観点から改編が行われた。その結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が作成され、同大会議の最終日に署名された。主な改正点は次のとおりである。

- 1 小包の重量の最大限度を、現行の1個20キログラムから31.5キログラムに引き上げる。
- 2 小包の配達料を原則廃止し、小包が受取人の住所に通常配達されない場合に、到着通知書を受取人に配達し、これに対し受取人から配達の見込額があったときにのみ配達料を徴収することができる。
- 3 郵政庁が保険付小包の保険金額を一定の金額以下に制限する場合の限度額を、現行の3,266.91 S D R（約47万円）から4,000 S D R（約58万円）に引き上げる。
- 4 郵政庁は、相互間で、一の差出人から外国にあてて多量に差し出される小包のための集合業務（任意の業務とし、コンサインメントと称する。）に参加することを取り決めることができる。
- 5 調査請求の料金を原則無料とし、小包の不着に関する調査請求については、当該小包の予定された送達期間が満了していないときは、差出人に対し当該期間を通報すべきである。
- 6 保険付小包以外の小包の損害賠償金の最高限度額を、現行の小包の重量に従った額から、小包1個ごとに40 S D R（約5,800円）及び重量1キログラムごとに4.50 S D R（約650円）として計算した額の合計額とする。
- 7 到着の陸路割当料金について、現行の重量級、小包1個ごと、閉袋重量1キログラムごとの3種類の割当方法による割当を、今後は、小包1個ごとの金額（2.85 S D R（約410円））と閉袋重量1キログラムごとの金額（0.28 S D R（約40円））を結合した単一の方法により割り当てる。なお、発送の陸路割当料金は規定から削除する。
- 8 大会議から大会議までの間の約定の改正に関する議案を実施するためには、従来は、投票の総数を得なければならなかったが、今後はこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上を得ることとする。

なお、この約定は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

【要旨】

郵便為替に関する約定（以下「約定」という。）は、1878年（明治11年）の

万国郵便連合パリ大会議において初めて作成され、我が国は、1885年（明治18年）から締約国となっている。現行の約定は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、業務上の事項について修正及び補足が行われた。その結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が作成され、同大会議の最終日に署名された。主な改正点は次のとおりである。

- 1 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でない国との間で交換する為替に対して仲介郵政庁が課することができる料金は、従来は約定にその範囲を規定していたが、今後はその業務を行うことにより生ずる費用に基づいて仲介郵政庁が決定する料金とする。
- 2 請求人に対する為替金債務の弁済期限は、従来は請求の日の翌日から起算して6箇月以内であったが、今後は3箇月以内とする。また、請求を受けた郵政庁が債務の弁済を責任郵政庁に代わって弁済することができる期日は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後5箇月経過後から、2箇月経過後とする。
- 3 払渡郵政庁に支払う払渡手数料の率の最高限度額を1.73 S D R（約250円）から2.52 S D R（約370円）とする。
- 4 各郵政庁は、郵便為替業務に関する支払のための決済用口座を保有することができる。
- 5 大会議から大会議までの間の約定の規定の追加に関する議案及び約定の規定の改正に関する議案を実施するためには、従来は、それぞれ投票の総数及び投票の3分の2を得なければならなかったが、今後はそれぞれこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上及びこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数の賛成票を得ることとする。

なお、この約定は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

（閣条第15号）

【要旨】

郵便小切手業務に関する約定（以下「約定」という。）は、1920年（大正9年）の万国郵便連合マドリッド大会議において初めて作成され、我が国は、当初より締約国となっている。現行の約定は、1989年（平成元年）にワシントンで開催された第20回大会議において作成され、1991年（平成3年）1月1日に

効力を生じたものであるが、1994年（平成6年）8月にソウルで開催された第21回大会議において、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、業務上の事項について修正及び補足が行われた。その結果、現行の約定に代わるべき新たな約定が作成され、同大会議の最終日に署名された。主な改正点は次のとおりである。

- 1 合意によりポストネットに加入した郵便金銭業務を実施する機関は、当該機関が発行するカードの所有者に対し、ポストネットを利用した現金自動支払機による現金の払出しの業務を提供することができる。
- 2 大会議から大会議までの間の約定の規定の追加に関する議案及び約定の規定の改正に関する議案を実施するためには、従来は、それぞれ投票の総数及び投票の3分の2を得なければならなかったが、今後はそれぞれこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の3分の2以上及びこの約定の締約国である加盟国の半数以上の投票を条件として投票の過半数を得ることとする。

なお、この約定は、1996年（平成8年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求め るの件（閣条第16号）

【要旨】

この条約は、1994年（平成6年）12月9日に第49回国際連合総会において採択されたものであり、国際連合の平和維持活動等に従事する要員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定するものである。主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、国際連合要員及び関連要員並びに国際連合活動について適用する。

「国際連合要員」とは、①国際連合事務総長により、国際連合活動の軍事、警察又は文民の部門の構成員として任用され又は配置された者、②国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の職務を行うその他の職員及び専門家であって、国際連合活動が行われている地域内に公的資格で所在するものをいう。

「関連要員」とは、国際連合活動の任務の遂行を支援する活動を行うものであって、①国際連合の権限のある機関の同意を得て、政府又は政府間機関によって配属された者、②国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関によって任用された者、③国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関との合意に基づいて、人道的な目的を有する非政府機関によって配置された者をいう。

「国際連合活動」とは、国際連合憲章に従い国際連合の権限のある機関によって設けられ、かつ、国際連合の権限及び管理の下で実施される活動であって、①当該活動が国際の平和及び安全の維持又は回復を目的とするもの、②この条約の適用のため、安全保障理事会又は国際連合総会が当該活動に参加する要員の安全に対して例外的な危険が存在する旨を宣言したものをいう。

- 2 この条約は、国際連合憲章第7章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であって、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、かつ、国際武力紛争に係る法規が適用されるものについては適用しない。
- 3 締約国は、国際連合要員及び関連要員の安全を確保するための適当なすべての措置をとる。また、締約国は、適当と認める場合、特に受入国自身が必要な措置をとることができない場合には、国際連合及び他の締約国と協力する。
- 4 国際連合要員又は関連要員が自己の職務の執行の過程で捕らえられ又は拘禁された場合において、その身分が確認されたときは、尋問されることなく速やかに釈放され、かつ、国際連合その他の適当な当局に送還される。
- 5 締約国は、自国の国内法により、故意に行う①国際連合要員又は関連要員を殺し又は誘拐すること及びこれらの要員の身体又は自由に対するその他の侵害行為、②国際連合要員又は関連要員の公的施設、個人的施設又は輸送手段に対する暴力的侵害行為であって、これらの要員の身体又は自由を害するおそれのあるもの等を犯罪とし、当該犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 6 締約国は、この条約に定める犯罪が自国の領域内等で行われる場合又は容疑者が自国の国民である場合において当該犯罪について自国の裁判権を設定しなければならず、また、当該犯罪が自国の国民に関して行われる場合等において当該犯罪について自国の裁判権を設定することができる。更に、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、裁判権を設定したいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において当該犯罪について自国の裁判権を設定する。
- 7 容疑者が領域内に所在する締約国は、状況により正当である場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。
- 8 容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

- 9 締約国は、この条約に定める犯罪を引渡犯罪とする。条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。
- 10 この条約は、22の批准書等が寄託された後30日で効力を生ずる。

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要旨】

宇宙分野での協力活動は多額の経費を必要とすること、宇宙という特殊な条件の下で行われること等の理由から、事故が発生し財産等に損害が生じた場合であっても、事故の原因が故意による場合等を除き、協力活動のパートナーに対して損害賠償請求を行わないことを予め互いに約束しておくことが従来より国際的に行われてきている。日米両政府とも、かねてよりこの考え方に依拠してきたが、米国政府は、特に1986年（昭和61年）1月のスペースシャトル・チャレンジャー号爆発事故以来、宇宙協力のパートナーに対して損害賠償請求権の相互放棄を一層強く求めるようになり、我が国に対しても相互放棄に関する枠組みを一般的に規定する協定の締結を要請してきた。これを契機に、1994年（平成6年）11月以来、両政府間で3度の交渉が行われた結果、1995年（平成7年）4月、ワシントンにおいてこの協定が署名された。主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、平和的目的のための宇宙の探査及び利用における共同活動に関する日米両政府間の協力を促進するため、損害賠償責任に係る相互放棄の枠組みを確立することを目的とする。
- 2 この協定は、附属書に掲げる共同活動（宇宙飛行士訓練計画等7つの活動が掲げられている。以下「共同活動」という。）であって、この協定の効力発生時に既に実施されているもの又はこの協定の有効期間中に開始されるものについて適用する。両政府は、附属書の見直しのために定期的に協議を行い、合意により当該附属書を修正することができる。
- 3 この協定は、1988年（昭和63年）9月に作成された宇宙基地協力協定に従って行われる活動については、適用しない。
- 4 当事者（両政府、政府機関等）は、損害賠償責任に係る相互放棄に同意し、保護される宇宙作業（共同活動の下で行われるすべての活動）から生ずる損害（人損、物損等）についての請求であって、他方の当事者、他方の当事者の関係者（契約者、下請契約者等）及びそれらの被雇用者に対する請求をす

べて放棄する。

- 5 この相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。
- 6 この相互放棄は、当該損害賠償請求の法的基礎が不法行為、契約その他いかなるものであるかを問わない。
- 7 当事者は、損害賠償責任に係る相互放棄を自己の関係者に及ぼす。
- 8 この相互放棄は、自然人の傷害、健康障害又は死亡について当該自然人、代位権者等により行われる請求、悪意により引き起こされた損害についての請求、知的所有権に係る請求等については適用しない。
- 9 この相互放棄は、共同活動の特性を考慮して、両政府の合意により制限することができる。
- 10 この協定は、両政府がこの協定の発効のために必要な国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する公文を交換した日に発効し、5年間効力を有する。その後は、6か月前に文書による通告により終了させない限り、引き続き効力を有する。
- 11 この協定の終了は、共同活動がこの協定の終了時まで完了しているか否かを問わず、当該共同活動から生ずる請求についてのこの協定の適用に影響を及ぼすものではない。
- 12 附属書は、この協定が適用される共同活動の名称及びその実施機関、団体等の一覧表を掲載している。

なお、この協定とともに作成された交換公文において、両政府は、いずれか一方の政府が代位権者として損害賠償請求を行う場合には、当該請求の相手方に金銭上の負担が可能な限り生じないよう適当かつ必要な措置をとることに合意している。

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

【要旨】

この協定は、政府機関等による産品の調達に関し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用することを目的とする現行の政府調達協定（1979年（昭和54年）4月作成）に代わるものとして、1994年（平成6年）4月に作成されたものであり、前文、本文24箇条、末文、注釈及び4の附属書から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、附属書Iにおいて特定されているこの協定の適用を受ける機関（中央政府機関、地方政府機関等）による調達に係る法令、手続、慣行に適用する。

- 2 締約国は、協定の適用を受ける機関が一定の価額以上の产品及びサービスを調達する場合には、公開入札、選択入札又は限定入札の一定の手続に従い調達を行うことを確保する。
- 3 締約国は、政府調達に係る法令等について、他の締約国の產品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。
- 4 先進締約国は、開発途上締約国に対して適当な技術援助を与え、また、開発途上締約国からの要請に応ずるため、情報センターを設置する。
- 5 締約国は、調達を行う機関を定める技術仕様等が国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないようにする。
- 6 締約国は、政府調達に係る法令等を適当な出版物において公表する。
- 7 締約国は、供給者が調達に関して協定に対する違反の疑いがある旨苦情を申し立てることを可能とする手続を提供する。
- 8 1994年（平成6年）4月15日に署名によってこの協定を受諾した国又は批准を条件として同日までにこの協定に署名しその後1996年（平成8年）1月1日前にこの協定を批准した国については、この協定は1996年（平成8年）1月1日に効力を生ずる。世界貿易機関加盟国でこの協定の締約国でない国は、締約国との間で合意される条件によりこの協定に加入することができる。
- 9 現行協定の締約国であるこの協定の締約国の間においてはこの協定が適用される。
- 10 附属書の構成
 - 附属書Ⅰ（この協定の適用範囲を特定する。）
 - 付表1 この協定の適用を受ける中央政府機関の表（我が国では会計法適用を受ける全機関）
 - 付表2 この協定の適用を受ける地方政府機関の表（我が国では都道府県及び政令指定都市）
 - 付表3 この協定の適用を受けるその他のすべての機関の表（我が国では84の特殊法人）
 - 付表4 この協定の適用を受けるサービスの表（我が国では自動車の修理サービス等）
 - 付表5 この協定の適用を受ける建設サービスの表
 - 附属書Ⅱ 調達計画を公示する出版物の表
 - 附属書Ⅲ 常設名簿に係る公示を行う出版物の表
 - 附属書Ⅳ 法令、司法上の並びに一般に適用する行政上の決定及び手続を公示する出版物の表

なお、この協定は、1994年（平成6年）4月に作成されたガット・ウルグァイ・ラウンドの成果である「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（WTO設立協定）の附属書4に含まれるものであるが、ウルグァイ・ラウンドとは別途行われた交渉の結果作成されたものである等の理由により、WTO設立協定とは別途の締結手続がとられる。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

この法律案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るとともに、旅券に関する国際的な動向等を勘案して、旅券法の一部を改正しようとするものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 現在5年となっている一般旅券の有効期間を10年とするとともに、申請者の希望に応じて有効期間が5年の一般旅券も発給できるようにする。ただし、年少者は容貌の変化が著しいこと等もあり、20歳未満の者には有効期間5年の一般旅券を発給する。
- 2 有効期間が5年の一般旅券の手数料は現行と同じく1万円とし、有効期間が10年の一般旅券の手数料は1万5,000円とする。
- 3 親の旅券に子を併記することを廃止し、12歳未満の者に対しては、その旅券発給手数料を通常の5年有効旅券の手数料の半額とする。

なお、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

この法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在パラオ日本国大使館を新設する。
- 2 在パラオ日本国大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 3 在エンカルナシオン日本国領事館（パラグァイ）に係る規定を削除する。

なお、この法律は、平成7年4月1日から施行する。ただし、1の規定は、政令が定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条約(18件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付	委員会議決	本会議決	委員会付	委員会議決	本会議決	
1	中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	7. 2.17	7. 2.17 (予備)	7. 3.16 承認	7. 3.17 承認	7. 2.17	7. 3.10 承認	7. 3.14 承認	
2	航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	2.17	2.17 (予備)	3.28 承認	3.29 承認	2.17	3.10 承認	3.14 承認	
3	1994年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件	参	2.17	2.17	2.23 承認	2.24 承認	2.17 (予備)	3.10 承認	3.14 承認	
4	1988年5月31日に総会において採択された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約(1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2.17	2.17	2.23 承認	2.24 承認	2.17 (予備)	3.10 承認	3.14 承認	
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.10	3.10 (予備)	4.13 承認	4.14 承認	3.10	3.16 承認	3.17 承認	
6	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	3.10	4.14	4.27 承認	4.28 承認	3.28	3.29 承認	3.30 承認	7. 3.28 衆本会議趣旨説明 4.14 参本会議趣旨説明

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
7	原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	7. 3.10	7. 3.10 (予備)	7. 4.13 承認	7. 4.14 承認	7. 3.10	7. 3.16 承認	7. 3.17 承認	
8	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)の締結について承認を求めるの件	〃	3.10	3.10 (予備)	4.11 承認	4.14 承認	3.10	3.16 承認	3.17 承認	
9	1994年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件	参	3.10	3.10	3.28 承認	3.29 承認	3.10 (予備)	4.14 承認	4.19 承認	
10	1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.31	3.31 (予備)	5.11 承認	5.12 承認	3.31	4.14 承認	4.19 承認	
11	万国郵便連合憲章の第5追加議定書の締結について承認を求めるの件	参	3.31	3.31	4.25 承認	4.26 承認	3.31 (予備)	5.26 承認	5.30 承認	
12	万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件	〃	3.31	3.31	4.25 承認	4.26 承認	3.31 (予備)	5.26 承認	5.30 承認	
13	小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3.31	3.31	4.25 承認	4.26 承認	3.31 (予備)	5.26 承認	5.30 承認	
14	郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3.31	3.31	4.25 承認	4.26 承認	3.31 (予備)	5.26 承認	5.30 承認	
15	郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3.31	3.31	4.25 承認	4.26 承認	3.31 (予備)	5.26 承認	5.30 承認	
16	国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	4.18	4.27	5.18 承認	5.19 承認	4.18	4.26 承認	4.27 承認	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
17	平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	7. 4. 28	7. 5. 15	7. 5. 30 承認	7. 5. 31 承認	7. 4. 28	7. 5. 12 承認	7. 5. 15 承認	
18	政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 28	5. 26	5. 30 承認	5. 31 承認	4. 28	5. 12 承認	5. 15 承認	

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※ 24	旅券法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2. 21 (予備)	7. 2. 28 可決	7. 2. 28 可決	7. 2. 7	7. 2. 17 可決	7. 2. 21 可決	
32	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 16 可決	3. 17 可決	内閣 2. 10	3. 10 可決	3. 14 可決	